

川崎市消防局イメージキャラクター「太助」のイラスト使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市消防局イメージキャラクター「太助(たすけ)」(以下「キャラクター」という。)のイラストを使用する場合における必要事項を定めるものとする。

(キャラクターの使用及び申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ「川崎市消防局イメージキャラクター「太助」イラスト使用申請書(以下「使用申請書」という。)(第1号様式)を消防局庶務課へ提出し、川崎市消防局長(以下「局長」という。)の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に企画書及び見本等(レイアウト、スケッチ、原稿等)の提出を持って足りるものとする。

- (1) 川崎市及び川崎市の職員が業務に関して使用する場合
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) キャラクターが参加するイベント等の主催者が、そのイベント等の告知物又は記録物を作成する場合
- (5) その他、局長が適当と認めた場合

2 前項ただし書きの規定について、第3条第1項各号のいずれかに該当する場合には適用しない。

(使用の承認・不承認)

第3条 局長は、前条第1項に規定する使用申請書の提出があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除きキャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 川崎市消防局(以下「消防局」という。)の信用及び品位を害し、又は正しい理解を妨げるおそれがある場合
- (3) 自己の商標又は意匠として使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (5) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (6) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合
- (7) その他、局長が使用について適当でないと認める場合

2 局長は、前項の規定による申請を承認又は不承認とするときは「川崎市消防局イメージキャラクター「太助」イラスト使用承認・不承認通知書(以下「使用承認・不承認通知書」という。)により通知するものとする。

3 局長は、使用承認に際し必要な条件を付することができる。

(キャラクターの使用料)

第4条 原則として使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、局長が付した場合は、その使用条件に従うこと。
- (2) 指定されたデータを活用し、定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
- (3) 原則として、キャラクターに近接して『川崎市消防局イメージキャラクター「太助」』の文字を表記すること。
- (4) キャラクター等を使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は完成後、速やかに局長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (5) 使用承認・不承認通知書を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承認期間等)

第6条 承認期間は、1年を超えることができないものとする。ただし、局長が特に認める場合は、この限りではない。

(申請・届出内容の変更)

第7条 使用者が、申請内容を変更する場合は、あらかじめ使用申請書を局長に提出し、改めて承認を受けるものとする。ただし、第2条各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(使用承認の取消し)

第8条 局長は、使用者がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められる場合には、キャラクターの使用承認を取消することができる。

(損害賠償)

第9条 局長は、キャラクターの使用承認を取消されたことにより生じる損害について、賠償する責任を一切負わない。

2 局長は、使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、損害賠償、損失補てんその他法律上の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

川崎市消防局イメージキャラクター「太助」イラスト使用申請書

年 月 日

消 防 局 長 様

(申請者) 所在地 (住所) _____

団体名 _____

代表者名 (氏名) _____

次のとおり、川崎市消防局イメージキャラクター「太助」を使用したいので、申請します。

使用の目的・用途	
使用 方 法	
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
使 用 数 量	
申請の事業概要 (具体的に記載。個人での使用、又は継続使用の場合は省略可)	
担 当 者	会社名： 氏 名： 電話番号：
申 請 区 分 (該当する方に○)	新規 ・ 変更

- (注) 1 企画書、見本等 (レイアウト、スケッチ、原稿等) を添付してください。
2 変更の場合は、変更内容がわかる資料等を添付してください。

川消庶第 号
年 月 日

川崎市消防局イメージキャラクター「太助」イラスト使用承認・不承認通知書

所在地（住所）
団体名
代表者名（氏名）

川崎市消防局
消防局長

年 月 日付けで使用申請がありました川崎市消防局イメージキャラクター「太助」の使用については、次のとおり（承認・不承認）とします。

使用の目的・用途	
使用 方 法	
使用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用 数 量	
承認 番 号	第 号
使用 条 件	
理 由 (不承認の場合のみ)	

- (1) 指示された色、形状、形式に沿って正しく使用してください。
- (2) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用してください。
- (3) 提出した申請の内容に変更が生じた場合は、川崎市消防局イメージキャラクター「太助」使用承認申請書を改めて提出してください。